

岡山県税制懇話会報告書（概要版）

平成29（2017）年10月

産業廃棄物処理税は、5年を目途に見直しを行うこととされていることから、導入効果を検証し、その必要性と税制度、使途事業、基金のあり方などについて検討を行った。

【報告のポイント】

- 税制度は、現行制度を継続すべきである。
- 使途事業は、産業廃棄物の排出量や最終処分量の一層の削減を促進するため、廃棄物の特性に応じた対策をさらに進めるべきである。

1 産業廃棄物処理税導入の効果

（1）産業廃棄物の状況

平成15（2003）年度の税導入前に比べ、排出量、最終処分量等は減少している。

		平成14年度 (2002年度)	平成27年度 (2015年度)	対14年度比
排出量		683万t	548万t	80.2%
最終処分量		88万t	32万t	36.2%
不法投棄 (10t以上)	件数	20件	5件	25.0%
	投棄量	3,830t	342t	8.9%

（2）税収と充当事業（使途事業）費の推移

- 税収は、平成21（2009）年度以降、約4.5億円で推移している。
- 使途事業として、平成23（2011）年度以降、約3億円を充当している。
- 使途事業の財源を平準化するための基金残高は、平成22（2010）年度以降、約6.5億円で推移している。

（単位：億円）

年度	H15 2003	H16 2004	H17 2005	H18 2006	H19 2007	H20 2008	H21 2009	H22 2010	H23 2011	H24 2012	H25 2013	H26 2014	H27 2015	H28 2016
税収	8.6	8.9	9.0	8.0	7.4	6.2	4.2	4.5	4.8	4.5	4.1	4.2	4.3	4.5
使途事業費	2.5	3.8	3.8	4.9	5.9	5.3	4.2	4.3	3.1	3.3	2.9	3.0	2.7	3.0
基金残高	3.9	6.1	9.5	10.6	10.2	9.0	7.6	6.7	6.9	6.5	6.6	6.4	6.7	6.6

※税収は、使途事業のほか、岡山市及び倉敷市への交付金、徴税費に充てている。

(3) 使途事業について

産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用等を促進するため、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の3つを柱として施策を実施している。

3つの柱	主な使途事業	税充当額(H24~H28)
産業活動の支援	岡山エコ事業所等の普及促進	20,962 千円
	バイオマスの利活用の推進	129,138 千円
	循環型クラスターの形成促進	132,873 千円
適正処理の推進	産業廃棄物の適正処理等の推進	187,173 千円
	不適正処理防止・監視指導体制の強化対策	401,440 千円
意識の改革	おかやま・もったいない運動の推進	111,391 千円
	環境情報の拠点づくり	23,968 千円
	3Rに関する環境教育・環境学習の推進	177,713 千円

2 継続の必要性

(1) 必要性

- 産廃税の導入により産業廃棄物の発生抑制が動機付けられ、税を活用した使途事業が排出事業者側のコスト削減努力や技術革新、意識の向上を後押しし、排出量、最終処分量、不法投棄の大幅な減少につながったと考えられる。
- 引き続き、事業者や県民の意識改革を進め、産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用を推進するとともに、不法投棄の防止対策を行うため、さらには、次世代を担う子供たちの環境教育の財源としても必要なことから、当分の間、制度は継続すべきである。

(2) 税制度

- 税率は、企業活動への重大な影響は見られず、適正な水準と認められる。
- 本県と同じ課税方式が多く、最終処分場への搬入1tにつき千円と分かりやすい制度であることから、変更する必要はないものと考えられる。

3 今後の方向性

(1) 使途事業

- 引き続き、3つの柱に沿って事業を実施する必要がある。
- 産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用をさらに進めるため、鋳さい、ガラス陶磁器くず、燃え殻など全国集計と比べて再生利用率が低い産業廃棄物の発生状況や特性などに応じた発生抑制、循環的利用の促進を図る必要がある。
- 事業成果の分かりやすい周知、公表を行うとともに、課税目的に沿った効果的な事業実施となるよう、毎年度、事業の見直しを積極的に行うべきである。

(2) 税制度見直しの時期

- 原則として、5年を目途に見直しを行うべきである。